

JIS

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第 2-2 部：真空掃除機及び吸水式掃除機の 個別要求事項

JIS C 9335-2-2 : 2004

(JEMA)

平成 16 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (ティーエム・ティアンドディ株式会社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業会議
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 井 英 次	電気事業連合会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	高 山 芳 郎	社団法人日本電線工業会
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社 管球照明社)
	椿 広 計	筑波大学
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	長 岡 正 伸	社団法人日本電機工業会
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社 電材照明社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：平成 16.11.20

官 報 公 示：平成 16.11.22

原 案 作 成 者：社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17 番地 4 TEL 03-3556-5881)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-2 部：真空掃除機及び吸水式掃除機の
個別要求事項

正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	6.1	動物手入れ用の電気掃除機は、クラスⅡ、 Ⅲのいずれかでなければならない。	動物手入れ用の電気掃除機は、クラスⅡ、 Ⅲのいずれかでなければならない。

平成 19 年 9 月 3 日作成

白 紙

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電機工業会(JEMA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 9335-2-2:1999** は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**IEC 60335-2-2:2002, Household and similar electrical appliances—Safety—Part 2-2: Particular requirements for vacuum cleaners and water-suction cleaning appliances** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 9335-2-2 には、次に示す附属書がある。

附属書 C (規定) モータの劣化試験

附属書 1 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	2
3. 定義	2
4. 一般要求事項	3
5. 試験のための一般条件	3
6. 分類	3
7. 表示及び取扱説明	3
8. 充電部への接近に対する保護	4
9. モータ駆動機器の始動	5
10. 入力及び電流	5
11. 温度上昇	5
12. (規定なし)	5
13. 動作温度での漏えい電流及び耐電圧	5
14. 過渡過電圧	5
15. 耐湿性	5
16. 漏えい電流及び耐電圧	7
17. 変圧器及びその関連回路の過負荷保護	7
18. 耐久性	7
19. 異常運転	7
20. 安定性及び機械的危険	7
21. 機械的強度	8
22. 構造	9
23. 内部配線	9
24. 部品	9
25. 電源接続及び外部可とうコード	9
26. 外部導体用端子	10
27. 接地接続の手段	10
28. ねじ及び接続	10
29. 空間距離, 沿面距離及び固体絶縁	10
30. 耐熱性及び耐火性	10
31. 耐腐食性	10
32. 放射線, 毒性その他これに類する危険性	10
附属書 C (規定) モータの劣化試験	14
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	15

解 説.....21

白 紙

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第 2-2 部：真空掃除機及び吸水式掃除機の 個別要求事項

Household and similar electrical appliances— Safety— Part 2-2: Particular requirements for vacuum cleaners and water-suction cleaning appliances

序文 この規格は、2002 年に第 5 版として発行された IEC 60335-2-2:2002, Household and similar electrical appliances— Safety—Part 2-2: Particular requirements for vacuum cleaners and water-suction cleaning appliances を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格であり、JIS C 9335-1:2003 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 1 部：一般要求事項) と併読する規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書 1 (参考)** に示す。

1. 適用範囲 この規格は、動物の手入れ用の電気掃除機を含む、家庭用及び類似の目的の電気掃除機及び吸水式掃除機の安全性に関する要求事項を規定する(それらの定格電圧は、250 V 以下のものとする)。また、この規格はセントラル電気掃除機にも適用する。

さらに、個々の電気掃除機に備えられた、動力駆動清掃用ヘッド及び通電ホースにも適用する。

通常、家庭で使用しない機器でも、店舗、軽工業及び農場における一般人が使用する機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。

備考 101. この種の機器の例としては、ホテル、事務所、学校、病院及び類似の敷地における通常の家事目的のために使用される機器がある。

この規格では、住宅の中及び周囲で、機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱っている。ただし、この規格では、通常、次の状態については規定していない。

- 監視のない状態で幼児又は非健全者が機器を使用する場合
- 幼児が機器で遊ぶ場合

備考 102. この規格の適用に際しては、次のことに注意する。

- 車両、船舶又は航空機搭載用機器には、要求事項の追加が必要になる場合もある。
- 多くの国においては、厚生関係機関、労働安全所管機関、水道当局その他の当局によって、追加要求事項を規定している。

備考 103. この規格は、次のものには適用しない。

- 工業目的専用の機器。
- 腐食性又は爆発性の雰囲気(じんあい、蒸気又はガス)が存在するような特殊な状況に